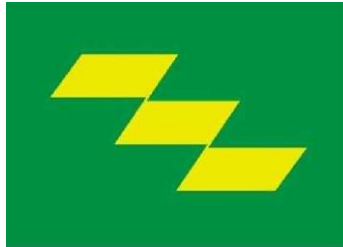


令和 8 年度

事業概要

(令和 7 年度事業実績)



宮崎県計量検定所

目 次

第1章 総説

第1節	業務の内容	-----	1
第2節	沿革	-----	1
第3節	組織機構	-----	1
第4節	所在地・土地及び建物	-----	2
第5節	主要設備の概要	-----	2
第6節	歳入及び歳出	-----	4

第2章 計量関係事業の届出等

第1節	概説	-----	5
第2節	製造事業者の届出	-----	6
第3節	修理事業者の届出	-----	7
第4節	販売事業者の届出	-----	11
第5節	計量証明事業者の登録	-----	11
第6節	適正計量管理事業所の指定	-----	14
第7節	計量士制度	-----	16

第3章 検定・検査及び立入検査

第1節	概況	-----	17
第2節	検定	-----	17
第3節	定期検査	-----	19
第4節	基準器検査	-----	27
第5節	特定計量器の立入検査	-----	28
第6節	商品量目検査	-----	30

第4章 計量思想の普及・その他

第1節	計量思想の普及	-----	31
第2節	計量関係説明会・会議	-----	31
第3節	宮崎県計量協会	-----	32
第4節	その他	-----	34
1	証印類	-----	34
2	宮崎県計量検定所建物平面図	-----	34
3	宮崎県計量検定所案内図	-----	36

第1章 総説

第1節 業務の内容

計量検定所は、計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づく計量に関する事務を行うため、宮崎県行政組織規則により設置された行政機関であり、政令で定める特定市（宮崎市）が実施する一部の業務を除き、県内全域の特定計量器の検定・検査及び計量関係事業の登録・指定等の業務並びにこれらに係る立入検査を実施しています。

当所の主な業務内容は、以下のとおりです。

- (1) 計量関係事業の登録・届出・指定に関すること。
- (2) 特定計量器の検定に関すること。
- (3) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器検査に関すること。
- (5) 商品量目の適正指導及び立入検査に関すること。
- (6) 計量管理の推進と計量思想の普及に関すること。
- (7) その他計量に関すること。

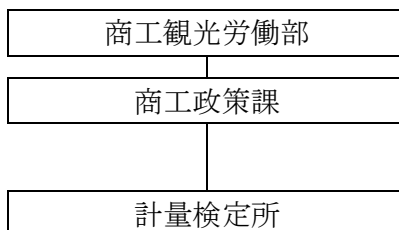
第2節 沿革

- ・明治8(1875)年8月 度量衡取締条例並びに検査規則が制定される。
- ・明治24(1891)年3月 度量衡法が公布され各都道府県に度量衡検定所が設置される。
- ・昭和26(1951)年6月 計量法（法律第207号）が制定される。
- ・昭和27(1952)年3月 計量法施行に伴い、宮崎県計量検定所と改称され経済部商工課の所属となる。
- ・昭和44(1969)年1月 新庁舎が完成し、県庁本館から宮崎市広島2丁目4番4号に移転する。
- ・昭和46(1971)年8月 商工労働部中小企業課の所属となる。
- ・昭和50(1975)年8月 商工労働部商工振興課の所属となる。
- ・昭和57(1982)年4月 事務所から“かい”に昇格する。
- ・平成元(1989)年3月 新庁舎が完成し、宮崎市学園木花台西2丁目4番地4に移転する。
- ・平成3(1991)年4月 商工労働部商工政策課の所属となる。
- ・平成4(1992)年5月 新計量法（法律第51号）が制定される。
- ・平成5(1993)年11月 新計量法が施行される。
- ・平成11(1999)年7月 地方分権一括法（平11.7.16 法律87号）により計量法が改正される。
- ・平成12(2000)年4月 地方分権一括法の施行に伴い、計量行政事務の大部分が機関委任事務から自治事務となる。
検査・検定等の手数料を定める。（宮崎県使用料及び手数料徴収条例）
- ・平成14(2002)年4月 商工労働部を商工観光労働部に改める。

第3節 組織機構

（令和8年4月1日現在）

組織機構



職名	所員数 (人)	教習修了者 (人)
所長	1	
主幹兼主任	1	
専門主幹	0	
主査	0	
主任主事	2	
主事	3	
計	7	

第4節 所在地・土地及び建物

※案内図は36頁を参照

- (1) 所在地 〒889-2155 宮崎県宮崎市学園木花台西2丁目4番地4
TEL 0985 (58) 2929 FAX 0985 (58) 2928
- (2) 土地 2,645 m²
- (3) 建物 526.95 m² (管理棟 274.35 m²、検査棟 204.00 m²、車庫・書庫 48.60 m²)

第5節 主要設備の概要

計量検定所では、一般に取引又は証明に使われている特定計量器の検定や検査等を行っていますが、その基準となる基準器等として所有しているものは次のとおりです。

なお、これらには有効期間が定められており、国等が所有している上位の基準器と比較校正を行い、常に精度を確保しています。

(1) 基準器

(令和8年4月1日現在)

区分	種類	型式または能力	数量
長さ	タクシーメーター 装置検査用基準器	円周0.5m (矢崎製Y510)	2
	基準巻尺	全長5m 目量10cm	1
質量	基準手動天びん	ひょう量30kg 感量200mg	1
	〃	〃 5kg 〃 20mg	1
	〃	〃 1kg 〃 5mg	1
	基準台手動はかり	ひょう量1,000kg 目量50g	1
	〃	〃 50kg 〃 20g	1
	特級基準分銅	20kg～2mg	29
	〃	200g～1mg	46
	1級基準分銅	10kg～2mg	29
	〃	500g～1mg	24
	2級基準分銅	20kg～500g	7
〃	200g～10mg	19	
温度	基準ガラス製温度計	-2℃～52℃ 1目盛0.1℃	2
体積	基準全量フラスコ	10L、5L、2L、1L、500mL、200mL、100mL	9
	液体メーター用基準タンク	全量510L、200L、50L、21L、5.1L	各1
	基準燃料油メーター	口径50mm	1
	液体タンク用基準タンク	全量10L (オーバーフロー式)	1
圧力	基準重錘型圧力計	最大限界圧力5MPa 最小限界圧力0.05MPa	1
密度	液化石油ガス用 基準浮ひょう型密度計	密度の範囲0.500～0.650g/cm ³ 目量0.002g/cm ³	1

(2) 主要な検定・検査設備

(令和8年4月1日現在)

区分	種類	型式または能力	数量
長さ	装置検査用回転数計	光電式 (PET-30型)	3
質量	1級实用基準分銅	20kg	50
	〃	2kg~100g	10
	〃	200g~1mg	23
	2級实用基準分銅	20kg	4
	〃	20kg~5kg	12
	〃	〃	13
	〃	20kg~2kg	5
	〃	20kg	13
	〃	10kg	5
	〃	〃	2
	〃	2kg~100g	7
	〃	〃	17
	〃	200g~10mg	18
	3級实用基準分銅	500kg	36
	〃	1,000kg	20
	500kg用バスケット		1
	電気式質量比較器	ひょう量 220g 目量0.01mg	1
	〃	〃 5,100g 〃 1mg	1
	〃	〃 26.1kg 〃 1mg	1
	〃	〃 32.1kg 〃 0.1g	1
	〃	〃 1,100kg 〃 2g	1
	台手動はかり	ひょう量 120kg 目量50g	1
	音叉式はかり	ひょう量 4,200g 目量0.1g	1
	電気式はかり	ひょう量 8.1kg 目量0.1g	1
	分銅吊り下げ金具	20kg 枕型分銅吊り下げ用 (24個吊)	1
	天井クレーン	能力1.5t	1
	自己補正機能付き 電気式はかり	ひょう量2,000g 目量0.1g	1
温度	恒温槽		1

第6節 歳入及び歳出

1 歳入

(単位：円)

区分	5年度決算	6年度決算	7年度決算	8年度予算
使用料及び手数料	5,482,230	5,915,983	4,852,000	6,361,370
計量法関係事業登録	0	57,070	5,250	0
検 定	3,301,070	3,111,650	2,846,800	3,033,600
基 準 器 検 査	803,670	813,350	713,850	1,438,670
計 量 証 明 検 査	884,900	1,237,100	725,300	1,214,400
定 期 検 査	484,190	656,090	554,000	668,700
証 明 書 発 行	2,400	1,600	800	0
公 有 財 産 使 用 料	6,000	6,000	6,000	6,000
不 用 物 品 売 払 代 金	0	33,123	0	0
諸 収 入	350,436	382,315	338,303	380,000
計	5,832,666	6,298,298	5,190,303	6,741,370

2 歳出 (計量検定所費)

(単位：円)

区分	5年度決算	6年度決算	7年度決算	8年度予算
報 償 費	0	0	0	0
旅 費	503,834	745,998	684,392	1,377,000
需 用 費	3,664,949	2,468,934	2,238,497	4,147,000
役 務 費	606,657	304,672	408,324	574,000
委 託 料	1,959,280	2,411,620	1,801,530	2,644,000
使 用 料 及 び 賃 借 料	382,470	374,140	368,140	385,000
工 事 請 負 費	1,078,000	0	0	0
備 品 購 入 費	1,369,500	0	2,772,000	1,626,000
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	26,000	26,000	26,000	26,000
公 課 費	12,300	17,300	17,300	19,000
計	9,602,990	6,348,664	8,316,183	10,798,000

※ 人件費を除く

第2章 計量関係事業の届出等

第1節 概説

計量法では、製造事業（第40条）、修理事業（第46条）、販売事業（第51条）、計量証明の事業（第107条）は、「計量に関するそれぞれの事業の区分に従い、経済産業大臣若しくは管轄する都道府県知事への届出、又は登録を受けなければならない。」と規定されています。

また、事業所で自主的に計量管理を行う場合は、適正計量管理事業所の指定（第127条）を受けることができます。

本県における届出、登録及び指定の状況は、下表のとおりです。

○ 届出、登録及び指定の状況

（令和8年3月31日現在）

業務区分	事業別	届出			登録	指定	計	令和7年度 登録・届出・指定	
		製造	修理	販売	計量証明 事業所	適正計量 管理事業所		新規	廃止
タクシーメーター			3				3		
質量計第一類		5	9				14		
質量計第二類		5	8				13		
分銅等			1				1		
自重計			13				13		
水道メーター第1類							0		
水道メーター第2類							0		
自動車等給油メーター		4	4				8		
小型車載燃料油メーター		4	4				8		
大型車載燃料油メーター		2	2				4		
定置燃料油メーター		2	3				5		
液化石油ガスメーター		1	1				2		
圧力計第1類			1				1		
圧力計第2類			1				1		
血圧計第1類							0		
血圧計第2類							0		
騒音計		1					1		
振動レベル計		1					1		
濃度計第1類			4				4		
濃度計第2類			4				4		
濃度計第3類			4				4		
ホッパースケール		2	7				9		
充填用自動はかり		2	8				10		
コンベヤスケール		2	7				9		
自動捕捉式はかり		3	10				13		
その他の自動はかり		3	9				12		
計量証明（質量）					37		37		1
計量証明（濃度）					7		7		
計量証明（音圧レベル）					3		3		
計量証明（振動加速度レベル）					3		3		
販売（質量計）				204			204		
適正計量管理 事業所	大臣指定						0		
	知事指定					326	326		
合計		37	103	204	50	326	720	0	1
事業者数		11	35	204	45	6	301		

第2節 製造事業者の届出

特定計量器の製造事業を行おうとする者で、主たる製造工場が宮崎県に所在する場合は、省令で定める事業区分ごとに事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出なくてはなりません。（計量法第40条）

本県における届出製造事業者は、下表のとおりです。

① 本県に本社が所在する製造事業者

（令和8年3月31日現在）

名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	届出の事業区分
松山工業（株）	宮崎市阿波岐原町請田 2506 番地 3 0985-24-7854	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター
（有）名村度量衡店	延岡市愛宕町 1 丁目 4 番地 6 号 0982-32-3054	質量計第 1・2 類
三輪 光広	延岡市緑ヶ丘 2 丁目 30 番地 14 号 0982-33-1055	質量計第 1・2 類 ホッパースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
（株）大坪計量器店	宮崎市稗原町 95 街区 7-1 0985-26-3901	質量計第 1・2 類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
（有）辻村計量器	都城市松元町 3 街区 25 号 0986-22-1071	質量計第 1・2 類
（有）泰盛堂	都城市平江町 46 番地 7 号 0986-24-8460	質量計第 1・2 類
（株）アコー宮崎技術研究所・工場	高原町大字蒲牟田 1 番地 8 0984-42-4499	騒音計 振動レベル計
（株）松山	宮崎市田野町甲 10841-12 0985-86-5103	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター

② 他県に本社が所在し県内に事業所を設置している製造事業者

(令和8年3月31日現在)

名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	届出の事業区分
(株) タツノ	東京都港区芝浦2丁目12番13号 (宮崎市和知川原1丁目42番地) 050-9000-5674	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
トキコシステムソリューションズ (株)	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3丁目 9番27号 (宮崎市大字有田258番地) 0985-30-4370	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等
日新電子工業(株)	東京都千代田区岩本町二丁目1番18号 (宮崎市清武町加納一丁目45番地1) 0985-64-3000	コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

第3節 修理事業者の届出

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業の区分ごとに事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なくてはなりません。(計量法第46条)

ここでいう「修理」とは、計量器が性能、構造の一部を失った場合に、その失われた構造を回復し元どおりにすることをいいます。

本県における届出修理事業者は、下表のとおりです。

届出修理事業者

(令和8年3月31日現在)

名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	届出の事業区分
(株) 宮崎デンソー	宮崎市花ヶ島町立毛1078-1 0985-23-1711	タクシーメーター
宮崎南国交通(株)	宮崎市大字小松字前田2687-5 0985-48-2753	タクシーメーター
(有) 首藤メーター商会	宮崎市跡江2053-4 0985-47-5028	タクシーメーター
(有) 辻村計量器	都城市松元町3街区25号 0986-22-1071	質量計第1・2類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

(有) 名村度量衡店	延岡市愛宕町 1 丁目 4 番地 6 0982-32-3054	質量計第 1・2 類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(有) 泰盛堂	都城市平江町 46 番地 7 号 0986-24-8460	質量計第 1・2 類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり
(株) 大坪計量器店	宮崎市稗原町 95-7-1 0985-26-3901	質量計第 1・2 類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
三輪 光広	延岡市緑ヶ丘 2 丁目 30 番 14 号 0982-33-1055	質量計第 1・2 類 分銅等 ホッパースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
西日本インダ (株)	宮崎市清武町加納 1 丁目 45 番地 1 0985-41-8800	質量計第 1・2 類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
インダ産機 (株) 宮崎営業所	宮崎市清武町加納 1 丁目 45 番地 1 0985-77-6125	ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(株) 九州テラオカ宮崎営業所	宮崎市吉村町久保田甲 915 番 4 0985-24-6556	質量計第 1・2 類 自動捕捉式はかり
(株) 九州テラオカ延岡営業所	延岡市別府町 3913 番地 1 0982-21-6555	その他の自動はかり
(株) 九州テラオカ都城営業所	都城市都原町 4675 番地 2 0986-22-8655	
宮島 澄雄	都城市郡元町 2954 番地 5 0986-23-5463	質量計第 1・2 類

東芝テックソリューション サービス (株)	宮崎市柳丸町 232 番 2 (東京都品川区東五反田 2 丁目 17-2) 0985-25-1492	質量計第 1 類
博多金物 (株)	延岡市大武町 39 番地 71 0982-35-6385	自重計
小林地区自動車整備事業協同組合	小林市大字堤 2981 の 1 0984-22-5125	自重計
都城地区自動車整備事業協同組合	都城市吉尾町 782 番地 0986-38-0100	自重計
(有) 野村産業	宮崎市本郷北方鶴戸尾 2729 番地 5 0985-51-5656	自重計
(有) 山下自動車	宮崎市大字赤江 868 番地 12 0985-53-5858	自重計
いすゞ自動車九州 (株) 宮崎支店	宮崎市港東 1 丁目 3-1 0985-78-3195	自重計
いすゞ自動車九州 (株) 都城支店	都城市神之山町 2225 0986-38-1635	
いすゞ自動車九州 (株) 延岡日向支店	東臼杵郡門川町大字加草 428-2 0982-63-7200	
(株) 西原金属	日向市大字日知屋 16723-1 0982-52-2257	自重計
(有) 富士自動車整備工場	日南市大字益安 66 0987-23-0115	自重計
甲斐商事	日之影町大字七折 10395 0982-87-2302	自重計
(株) 一条産業	高千穂町大字三田井 2065 番地 1 0982-72-4824	自重計
(有) 中央自動車工業	西都市大字南方 3372 番地 36 0983-43-0661	自重計
南九州日野自動車 (株) 宮崎支店	宮崎市大字恒久字今井出 740 0985-51-6111	自重計
南九州日野自動車 (株) ひむか支店	門川町大字加草 484-6 0982-60-1150	
松山工業 (株)	宮崎市阿波岐原町請田 2506 番地 3 0985-24-7854	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 一定置燃料油メーター等
松山 敏幸	都城市菓子野町 11220-1 0986-27-4141	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 一定置燃料油メーター等

(株) 松山	宮崎市田野町甲 10841-12 0985-86-5103	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター
(株) タツノ 宮崎営業所	宮崎市和知川原 1 丁目 42 番地 (東京都港区三田 3 丁目 2 番 6 号) 050-9009-5674	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
西南電気 (株)	延岡市塩浜町 4 丁目 1640 番地 31 0982-33-6266	濃度計第 1・2・3 類
(株) トーアサイエンス	宮崎市老松 2 丁目 3 番 25 号 0985-24-5733	濃度計第 1・2・3 類
(株) 興電舎	延岡市浜町 222 番地 1 0982-33-3602	濃度計第 1・2・3 類 圧力計第 1・2 類
宝来メデック (株) 宮崎支店	宮崎市恒久字草葉 974 の 6 (鹿児島県鹿児島市御本町 5-29) 0985-53-3611	濃度計第 1・2・3 類
(株) 米穀設備	宮崎市大字広原 4489 0985-74-4875	充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
大和製衡 (株) 南九州駐在所	都城市上長飯町 44-11 (兵庫県明石市茶園場町 5-22) 0986-23-3454	ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

第4節 販売事業者の届出

非自動はかり（家庭用特定計量器となる非自動はかりを除く。）、分銅及びおもりの販売事業を行おうとする者は、省令で定める区分ごとに事業所を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。（計量法第51条）

販売事業が届出制となっているのは、「譲渡等の制限」の対象となっている特定計量器について検定証印等のないものの販売等の禁止の規制があることや、定期検査の対象となる特定計量器について販売事業者から購入者に説明する必要があることなど販売事業者が遵守すべき内容の周知徹底を行い、販売における不良品の流通の防止等を図るためです。

本県における届出の状況は、下表のとおりです。

（令和8年3月31日現在）

事業の区分	届出者数
質量計	208

第5節 計量証明事業者の登録

第三者に計量結果を提供する計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（計量法第107条）

ここでいう「計量証明の事業」は、日常の経済活動の中で発生する器物の長さ、質量、面積、体積、熱量等の測定証明する一般計量証明事業と、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、特定濃度（ダイオキシン類）などもっぱら環境事象を測定証明する環境計量証明事業があります。

1 一般計量証明事業とは

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し、入出庫に際して行う貨物の長さ、質量、面積、体積、熱量等の計量証明

2 環境計量証明事業とは

- ① 工場などから排出される大気、水中、土壌中の物質濃度の計量証明
- ② 大気、水中、土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明
- ③ 環境中の音圧レベル、振動加速度のレベル等の計量証明

計量証明事業者は、計量証明事業の登録を受けた日からその使用する特定計量器ごとにかつ政令で定める期間ごとに、登録した都道府県知事が行う検査を受けなければなりません。

また、その登録に係る事業の実施の方法に関し、経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成して知事に届け出ることが義務づけられています。

本県における登録の状況は、次の表のとおりです。

なお、本県には、大気、水中、土壌中のダイオキシン類の濃度を計量する特定計量証明事業の登録はありません。

○一般計量証明事業者一覧

(令和8年3月31日現在)

登録番号	名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	事業区分	使用する計量器
23	(株) 西原金属	日向市大字日知屋 16723 番地 1 0982-52-2257	質量	電気式はかり 50,000 kg
26	(株) 難波江商店	宮崎市大字島之内 1615 番地 0985-39-1316	〃	電気式はかり 40,000 kg
27	(一社) 日本海事検定協会	日向市大字日知屋 17371 番地 2 0982-52-3489	〃	台手動はかり 100 kg
36	(株) 山崎紙源センター	宮崎市江平東町 6 番地 13 0985-24-2551	〃	電気式はかり 40,000 kg
37	(株) 山崎紙源センター	門川町大字加草 102-6 0982-63-5566	〃	電気式はかり 40,000 kg
39	太信鉄源 (株)	都城市都北町 5082 番地 1 0986-47-1631	〃	電気式はかり 50,000 kg
40	(有) 中禮商店	延岡市昭和町 3 丁目 1747 番地 1 0982-32-3818	〃	電気式はかり 60,000 kg
41	太信鉄源 (株)	宮崎市大字赤江 845 番地 0985-53-6510	〃	電気式はかり 60,000 kg
43	博多金物 (株)	延岡市大武町 39 番地 71 0982-35-6385	〃	台手動はかり 39,990 kg 電気式はかり 80,000 kg
45	(株) ホシヤマ	小林市大字細野 2633 番地 1 0984-23-1030	〃	電気式はかり 50,000 kg
49	(有) 安田商会	都城市都島町 149 0986-25-6611	〃	電気式はかり 40,000 kg
50	(有) 平山金属	延岡市大武町 1323-65 0982-33-5191	〃	電気式はかり 80,000 kg
51	(有) 與田商店	三股町大字蓼池 4361 0986-52-9938	〃	電気式はかり 40,000 kg
52	(株) 黒田工業	延岡市大武町 758 番地 3 0982-35-6000	〃	電気式はかり 40,000 kg
55	(有) 久保田商店	日南市大字平山 234 番地 0987-22-3884	〃	電気式はかり 50,000 kg
56	(有) 木本金属	延岡市川原崎町 403 0982-21-2578	〃	台手動はかり 39,990 kg
58	(株) 大藤産業	延岡市川島町 903 番地 0982-30-1213	〃	電気式はかり 40,000 kg
59	(株) 塩川産業	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090-21 0985-39-7555	〃	電気式はかり 40,000 kg
60	王子木材緑化 (株)	日向市竹島町 2 番 2 0982-52-2032	〃	電気式はかり 40,000 kg

登録 番号	名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	事業 区分	使用する計量器
61	(有) 谷明産業	延岡市大武町 385 番地 3 0982-20-7188	質量	電気式はかり 40,000 kg
63	日向環境 (株)	日向市大字平岩 3987 番地 28 0982-57-2466	〃	電気式はかり 50,000 kg
65	(有) 第一金属	日向市大字日知屋 11989-2 0982-53-2236	〃	電気式はかり 40,000 kg
67	(株) 黒田工業	日向市竹島町 1 番 86 0982-55-0055	〃	電気式はかり 50,000 kg 電気式はかり 40,000 kg
68	(有) 延岡西部処分場	延岡市上三輪町 3819 番地 0982-39-0658	〃	電気式はかり 40,000 kg
69	センコー (株)	延岡市土々呂町 6-1711 0982-37-0681	〃	電気式はかり 50,000 kg
70	(株) 一条産業	高千穂町大字三田井 2065 番地 1 0982-72-4824	〃	電気式はかり 30,000 kg
71	(有) 中平商店	日向市大字財光寺菜切 1353 番地 1 0982-54-4384	〃	電気式はかり 40,000 kg
72	(有) 別府金物店	日向市大字塩見山田越 3657 番地 1 0982-52-4768	〃	電気式はかり 40,000 kg
73	甲斐商事	日之影町大字七折 2587-2 0982-87-2302	〃	電気式はかり 40,000 kg
74	ミナミ金属 (株)	宮崎市佐土原町下田島 5084-1 0985-30-5740	〃	電気式はかり 40,000 kg
75	(株) エコ・リサイクルセンター	延岡市川島町 1220 番地 5 0982-30-1143	〃	電気式はかり 40,000 kg
76	センコー (株)	日向市竹島町 1-34 0982-54-3860	〃	電気式はかり 50,000 kg
77	(株) 山崎紙源センター都城営業所	都城市郡元町 205-1 0986-23-5731	〃	電気式はかり 40,000 kg
78	宮崎紙業 (株)	宮崎市大字広原 1247 番地 4 0985-39-0521	〃	電気式はかり 40,000 kg
79	飢肥通産 (株)	日南市大字平野 1147 番地 1 0987-23-5125	〃	電気式はかり 40,000 kg
80	(株) 日向衛生公社	日向市大字財光寺字松立 1394 番地 0982-54-5111	〃	電気式はかり 30,000 kg
81	産業振興 (株) 宮崎ヤード	宮崎市港東 3 丁目 1 番 0985-35-8611	〃	電気式はかり 80,000 kg
	計		事業者数 37	

○環境計量証明事業者一覧

(令和8年3月31日現在)

登録番号	名称	事業所の住所又は所在地 電話番号	事業区分	使用する計量器
環計 1	(株) 東洋環境分析センター	宮崎市田代町 100 番 0985-24-1122	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 13	(株) 東洋環境分析センター	宮崎市田代町 100 番 0985-24-1122	音圧 レベル	普通騒音計 精密騒音計
// 14	(株) 東洋環境分析センター	宮崎市田代町 100 番 0985-24-1122	振動加速 度レベル	振動レベル計
// 3	(公財) 宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉 6258 番地 20 0985-51-2077	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 5	(公財) 宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉 6258 番地 20 0985-51-2077	音圧 レベル	普通騒音計 精密騒音計
// 12	(公財) 宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉 6258 番地 20 0985-51-2077	振動加速 度レベル	振動レベル計
// 10	(株) 東洋検査センター延岡事業所	延岡市旭町 7 丁目 4319 番地 0982-22-5312	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 16	西日本環境技研 (株)	小林市東方 3771-3 0984-23-4562	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 17	(株) アクア分析センター	都城市下川東 2 丁目 13-12 0986-26-6114	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 21	(株) アクア分析センター	都城市下川東 2 丁目 13-12 0986-26-6114	音圧 レベル	普通騒音計 精密騒音計
// 22	(株) アクア分析センター	都城市下川東 2 丁目 13-12 0986-26-6114	振動加速 度レベル	振動レベル計
// 20	(株) 南日本環境センター	延岡市小野町 4138 番地 1 0982-22-3311	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
// 23	J A みやざき農産物総合検査センター	宮崎市生目台西 3 丁目 2 番地 2 0985-63-5641	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
	計	事業者数 7		

第6節 適正計量管理事業所の指定

適正計量管理事業所は一定の法的な効果を与えること（定期検査の免除、簡易修理の実施）により、自主的な計量管理の推進を図ることを目的とし、適正な計量管理を行っている事業所について、適正計量管理事業所の指定を行うものです。

指定事業所には必ず計量管理を職務とする計量士を配置しなければなりません。

本県における適正計量管理事業所の指定（大臣指定、知事指定分）及び検査状況は、次の表のとおりです。

○適正計量管理事業所の指定及び検査状況

(令和8年3月31日現在)

名称	事業所の住所 又は所在地	事業場数	登録された計量士名
知事指定	日本郵便（株）	東京都千代田区 大手町2-3-1	307 三輪 光広、辻村 雄一、名村 一郎 池田 政史、石川 恵史、神田 茂昭 辻村 雄太郎
	旭化成（株）延岡支社	延岡市旭町 2丁目1番地3	17 村上 博章、名村 一郎、池田 政史 福江 啓、稲田 公輝
	王子製紙（株）日南工場	日南市大字戸高 1850番地	1 西川 健一
	住友ゴム工業（株）宮崎工業	都城市都北町 3番地	1 西川 健一
計	4	326	

○適正計量管理事業所の検査状況（令和7年度実績）

	知事指定の事業所（326箇所）	
	合格器物数	不合格器物数
電気式はかり	412	2
手動天びん	0	0
等比皿手動はかり	0	0
棒はかり	0	0
その他の手動式はかり	2	0
ばね式はかり	6	0
手動指示併用はかり	0	0
その他の指示はかり	0	0
ホッパースケール	0	0
充填用自動はかり	0	0
コンベヤスケール	0	0
自動補足式はかり	0	0
その他の自動式はかり	20	0
分銅	0	0
定量おもり	0	0
定量増おもり	0	0
自重計	0	0
アネロイド型圧力計	5	0
その他のガラス製温度計	0	0
計	445	2

第7節 計量士制度

計量士は、経済産業大臣によって登録される国家資格者で、計量器の検査や計量管理を職務として、取引や証明において国民から信頼される適正な計量を確保する役目を果たしています。

1 計量士の職務

計量士は、次の3つの業務を主に行っています。

- ① 定期検査に代わる計量士による検査（計量法第25条）
- ② 計量証明検査に代わる計量士による検査（計量法第120条）
- ③ 適正計量管理事業所に係る検査（計量法第19条第2項、128条）

2 計量士の区分

計量士は、次の3つに区分されています。

- ① 環境計量士(濃度関係)
- ② 環境計量士(騒音・振動関係)
- ③ 一般計量士(①、②以外)

3 計量士資格の取得方法

計量士になるには、次の2つの方法があります。

- ① 計量士国家試験を受験する方法
計量士国家試験に合格した者は、計量士の区分に応じて実務経験等の条件に適合することが必要です。
- ② 計量教習を終了し資格認定を受ける方法
資格要件は、国家研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センターが実施する計量教習を終了した者であって、計量士の区分に応じて実務経験等の条件に適合し、かつ、計量行政審議会が国家資格合格者と同等以上の学識経験を有する者と認めた者に限ります。

4 計量士の登録

計量士の登録は、住所又は勤務地を管轄する都道府県知事（計量検定所）を経由して経済産業大臣に登録申請を行います。

第3章 検定・検査及び立入検査

第1節 概況

計量に関する制度は、経済・社会における基盤となるもののひとつです。統一的で合理的な計量制度の確立を図ることは、経済・社会活動における便益と安全の確保を通じて経済の発展と文化の向上に寄与することになります。

そのためには、前章に述べた種々の事業の規制は勿論のこと、社会に供給され、取引・証明に使用される個々の計量器が十分な機能と精度を具備したものであることを保障する制度が必要となります。また、すでに供給されている計量器についても、それらが正確であるか否か、また使用の状態が正しいかどうか検査することも必要となります。さらに、商品についても表示された量目と実際の量目が一致しているかどうかの検査も当然のこととして要求されます。

このような目的のために設けられたものが検定・検査及び立入検査の制度です。

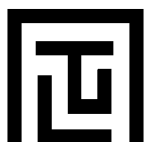
第2節 検定

検定は適正な計量の実施を確保するうえで、取引・証明に使用される目的をもって社会に供給される個々の特定計量器について、国が一定の基準を定め、その基準に合格した特定計量器について構造や精度等を保障する制度です。

検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行い、合格した特定計量器には、必ず「検定証印」が付されます。この検定証印がないものは取引・証明に使用することができません。

なお、指定製造事業者が製造した特定計量器は検定が免除され、「基準適合証印」が付されます。

(検定証印)

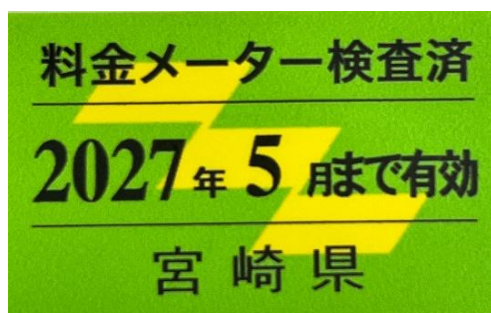


(基準適合証印)



また、特定計量器には、有効期間が定められているものがあり、その中で、タクシメーター及び燃料油メーター並びに液化石油ガスメーターは検定を行い、合格の場合、検定証印（装置検査証印）とともに有効期限を明示したステッカーを見やすい箇所に貼り付け、有効期間経過による不正使用の防止に努めています。

(タクシメーター用)



(燃料油メーター・液化石油ガスメーター用)



○年度別計量器検定実績

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)
タクシーメーター装置検査	1,728	0	0	1,682	0	0	1,602	0	0
電気式はかり	62	2	3.2	95	4	4.2	73	0	0.0
手動天びん	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
等比皿手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
不等比皿手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
棒はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の手動はかり	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ばね式はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
手動指示併用はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
分銅・おもり等	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
(質量計合計)	63	2	3.2	95	4	4.2	73	0	0.0
燃料油メーター	857	0	0.0	773	1	0.1	653	1	0.1
液化石油ガスメーター	15	0	0.0	11	0	0.0	8	0	0
(積算体積計合計)	872	0	0.0	784	1	0.1	661	1	0.1
合計	2,663	2	0.1	2,561	5	0.1	2,336	1	0.1

第3節 定期検査

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められる非自動はかり・分銅及びおもり等を「取引」「証明」用として使用する者は、都道府県知事（または特定市の長）が行う定期検査を受けることが義務付けられています。（計量法第19条）

質量計の定期検査は、宮崎県では、特定市（宮崎市）を除き、検査区域を市町村毎に2つのブロックに分けて隔年で実施しています。

また、検査実施の1か月前までに検査区域と場所・日時を告示しています。

検査後、合格した計量器には合格が視認できるよう、合格ラベルが貼付されます。

また、不合格の場合は、不合格の手続きを行う事により、不合格計量器の使用防止を図っています。



(定期検査合格ラベル)

本県では、現在22名の計量士が「定期検査に代わる計量士による検査」（計量法第25条）の届出を行っています。

この検査を受け、合格した特定計量器については、使用者が都道府県知事又は特定市の長に実施期日までにその旨を届け出ることにより定期検査が免除されます。

なお、計量士による検査に合格しない計量器は、不合格計量器の使用防止の観点から修理、廃棄、買い換え等の処理状況の報告を求めています。

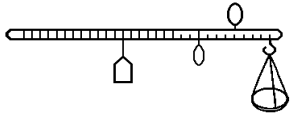
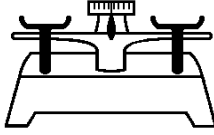
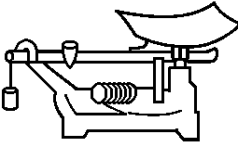
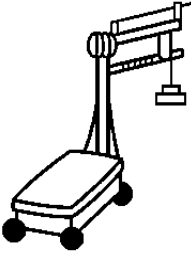
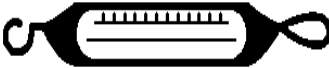
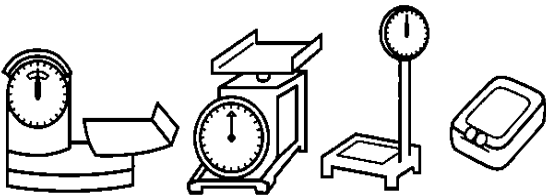
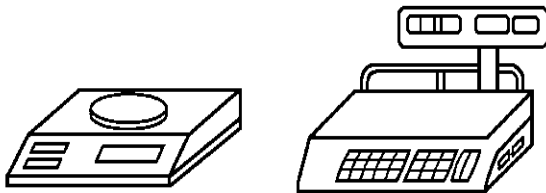


○宮崎県届出代検計量士

(令和8年3月31日現在)

計量士の氏名	郵便番号	住所	電話番号
三輪光広	882-0863	延岡市緑ヶ丘2丁目30番14号	0982-33-1055
神田茂昭			
辻村雄一	885-0077	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村雄太郎			
辻村健太			
名村一郎	882-0872	延岡市愛宕町1丁目4番6号	0982-32-3054
池田政史			
西川健一	885-0021	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
外山響			
長沼敬輔	861-1205	熊本県菊池市泗水町福本2332番地1	096-381-6183
宮本真一郎			0968-41-9799
石川恵史	880-0944	宮崎市江南1丁目25-11	0985-52-0124
大坪正史	882-0832	宮崎市稗原町95街区7-1	0985-26-3901
坂元一光	899-5651	鹿児島県始良市脇元1927-4	0995-70-6201
上野雅王	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町1丁目10番1号	078-351-1281
長田武志			
鈴木清一			
清原一樹	820-0062	福岡県飯塚市目尾998-2	0948-25-0515
小田剛	899-2701	鹿児島県鹿児島市石谷町4830-3	099-293-5525
帆足亨	870-0108	大分県大分市三佐5丁目1番31号	097-594-4520
帆足愛			
長田優二			

定期検査 手数料一覧

この手数料は、県の手数料であり、計量士の手数料とは異なります。

名 称		図 解	能 力	手 数 料
棒 は か り			一 律	250円
等 比 皿 手 動 は か り			1/10,000 以上のもの	500円
皿 手 動 は か り			一 律	500円
台 手 動 は か り			100kg以下のもの	500円
			250kg以下のもの	900円
			500kg以下のもの	1, 500円
			1t以下のもの	2, 100円
指 示 は か り	直 線 目 盛 の も の		一 律	250円
	直 線 目 盛 以 外 の も の		100kg以下のもの 250kg以下のもの 500kg以下のもの	500円 900円 1, 500円
光 電 式 は か り 電 気 抵 抗 線 式 は か り 誘 電 式 は か り 電 磁 式 は か り			100kg以下のもの	1, 400円
			250kg以下のもの	1, 800円
			500kg以下のもの	2, 200円
			1t以下のもの	3, 100円
手 動 指 示 併 用 は か り			1/10,000 以上のもの	500円
分 銅 ・ お も り			1 個 につ き	50円

※ 最小目盛がひょう量の 1/10,000 未満のものについては、上記の金額の2倍の額になります。

年度別定期検査総括表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

		令和5年度					令和6年度					令和7年度				
事前調査戸数		1,368					1,955					1,543				
検査区分		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計
検査戸数		351	11	0	1,006	1,368	397	14	1	1,543	1,955	354	18	0	1,171	1,543
受検率		25.7	0.8	0.0	73.5	100.0	20.3	0.7	0.1	78.9	100.0	22.9	1.2	0.0	75.9	100.0
検査 器 物 内 訳	手動天びん					(0) 0					(0) 1					(0) 0
	棒はかり				1	(0) 1					(0) 0		1		1	(0) 2
	等比皿手動はかり				2	(0) 2	3			5	(0) 8				2	(0) 2
	手動指示併用はかり	2			4	(0) 6	2			17	(0) 19				2	(0) 2
	その他の手動はかり	66	3		143	(0) 212	56	3	1	172	(3) 232		6		111	(1) 180
	ばね式指示はかり	(3) 289	6		(8) 867	(11) 1,162	(5) 295	1	7	(8) 1,236	(13) 1,539	(1) 278	(1) 8		(1) 755	(3) 1,041
	電気式はかり	(10) 200	3		(20) 2,556	(30) 2,759	(6) 278	(1) 14	(1) 8	(42) 4,031	(50) 4,331	(9) 225	(4) 13		(39) 2,976	(52) 3,214
	その他	1			2	(0) 3				1	(0) 1				1	(0) 1
	計	(13) 558	(0) 12	(0) 0	(28) 3,575	(41) 4,145	(11) 634	(1) 18	(1) 16	(53) 5,463	(66) 6,131	(10) 567	(5) 27	(0) 0	(41) 3,848	(56) 4,442
	不合格率	2.3	0.0	0.0	0.8	1.0	1.7	5.6	6.3	1.0	1.1	1.8	18.5	0.0	1.1	1.3
分銅 おもり	分銅	7			22	(0) 29	28			52	(0) 80				22	(0) 22
	おもり	302	16		553	(0) 871	272	13	6	795	(6) 1,086	288	29		510	(0) 827
	計	(0) 309	(0) 16	(0) 0	(0) 575	(0) 900	(0) 300	(0) 13	(0) 6	(6) 847	(6) 1,166	(0) 288	(0) 29	(0) 0	(0) 532	(0) 849
合計	(13) 867	(0) 28	(0) 0	(28) 4,150	(41) 5,045	(11) 934	(1) 31	(1) 22	(59) 6,310	(72) 7,297	(10) 855	(5) 56	(0) 0	(41) 4,380	(56) 5,291	
不合格率	1.5	0.0	0.0	0.7	0.8	1.2	3.2	4.5	0.9	1.0	1.2	8.9	0.0	0.9	1.1	
備考																

偶数年	都城市（山之口・高城・山田・高崎の4地区を除く） 串間市 高原町 小林市（野尻・須木の2地区のみ） 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	延岡市（北方・北川・北浦の3地区を除く） 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町	日南市 都農町
奇数年	小林市（野尻・須木の2地区を除く） 日向市 西都市 えびの市 三股町 高崎の4地区のみ） 国富町 綾町 門川町 美郷町	日向市 西都市 えびの市 三股町 延岡市（北方・北川・北浦の3地区のみ）	都城市（山之口・高城・山田・高崎の4地区を除く） 諸塚村 椎葉村

○ 年度別定期検査実績（宮崎市を除く）

年度	（ア）実績市町村数及び箇所数		（イ）所在場所検査
	市町村数	箇所数	実施所要日数
令和5年度	13	21	0
令和6年度	15	21	1
令和7年度	13	21	0

令和7年度 定期検査結果一覧表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

市町村名		都城市					延岡市					小林市					
		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	
検査戸数		34	3		148	185	44			52	96	70			157	227	
受検率		18.4	1.6	0.0	80.0	100.0	45.8	0.0	0.0	54.2	100.0	30.8	0.0	0.0	69.2	100.0	
検査 器物 内訳	手動天びん					(0) 0					(0) 0					(0) 0	
	棒はかり					(0) 0					(0) 0					(0) 0	
	等比皿手動はかり				1	1					(0) 0					(0) 0	
	手動指示併用はかり					(0) 0				1	1					(0) 0	
	その他の手動はかり	15	1		14	30	3			4	7	8				17	25
	ばね式指示はかり	17	(1) 5		107	129	36			53	89	94				127	221
	電気式はかり	(1) 11	(4) 4		(4) 413	(9) 428	(1) 20			(1) 124	(2) 144	(1) 35				(2) 335	(3) 370
	その他					(0) 0					(0) 0						(0) 0
	計	(1) 43	(5) 10	(0) 0	(4) 535	(10) 588	(1) 59	(0) 0	(0) 0	(1) 182	(2) 241	(2) 137	(0) 0	(0) 0	(3) 479	(5) 616	
	不合格率	2.3	50.0	0.0	0.7	1.7	1.7	0.0	0.0	0.5	0.8	1.5	0.0	0.0	0.6	0.8	
分銅 おもり	分銅				5	5				5	5					(0) 0	
	おもり	68	6		65	139	12			5	17	35			81	116	
	計	(0) 68	(0) 6	(0) 0	(0) 70	(0) 144	(0) 12	(0) 0	(0) 0	(0) 10	(0) 22	(0) 35	(0) 0	(0) 0	(0) 81	(0) 116	
合計	(1) 111	(5) 16	(0) 0	(4) 605	(10) 732	(1) 71	(0) 0	(0) 0	(1) 192	(2) 263	(2) 172	(0) 0	(0) 0	(3) 560	(5) 732		
不合格率	0.9	31.3	0.0	0.7	1.4	1.4	0.0	0.0	0.5	0.8	1.2	0.0	0.0	0.5	0.7		
備考	4地区のみ (高城、山之口、高崎、山田)					3地区のみ (北方、北川、北浦)											

令和7年度 定期検査結果一覧表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

市町村名		日向市					西都市					えびの市				
		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計
検査戸数		45	1		246	292	33	1		147	181	38	6		82	126
受検率		15.4	0.3	0.0	84.2	100.0	18.2	0.6	0.0	81.2	100.0	30.2	4.8	0.0	65.1	100.0
検査 器物 内訳	手動天びん					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	棒はかり					(0) 0					(0) 0				1	(0) 1
	等比皿手動はかり					(0) 0				1	(0) 1					(0) 0
	手動指示併用はかり					(0) 0				1	(0) 1					(0) 0
	その他の手動はかり	1			6	(0) 7	4	1		38	(0) 43	15	4		(1) 21	(0) 40
	ばね式指示はかり	21			125	(0) 146	33	1		77	(0) 111	15			49	(0) 64
	電気式はかり	(1) 40	1		(14) 822	(15) 863	15			(1) 289	(1) 304	(2) 30	2		(2) 133	(4) 165
	その他					(0) 0					(0) 0				1	(0) 1
	計	(1) 62	(0) 1	(0) 0	(14) 953	(15) 1,016	(0) 52	(0) 2	(0) 0	(1) 406	(1) 460	(2) 60	(0) 6	(0) 0	(3) 205	(5) 271
	不合格率	1.6	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	3.3	0.0	0.0	1.5	1.8
分銅 おもり	分銅					(0) 0					(0) 12					(0) 0
	おもり	4			40	(0) 44	18	5		183	(0) 206	67	18		81	(0) 166
	計	(0) 4	(0) 0	(0) 0	(0) 40	(0) 44	(0) 18	(0) 5	(0) 0	(0) 195	(0) 218	(0) 67	(0) 18	(0) 0	(0) 81	(0) 166
合計		(1) 66	(0) 1	(0) 0	(14) 993	(15) 1,060	(0) 70	(0) 7	(0) 0	(1) 601	(1) 678	(2) 127	(0) 24	(0) 0	(3) 286	(5) 437
不合格率		1.5	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	1.6	0.0	0.0	1.0	1.1
備考																

令和7年度 定期検査結果一覧表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

市町村名		三股町					国富町					綾町				
		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計
検査戸数		15	1		80	96	26	2		85	113	13	3		33	49
受検率		15.6	1.0	0.0	83.3	100.0	23.0	1.8	0.0	75.2	100.0	26.5	6.1	0.0	67.3	100.0
検査 器物 内訳	手動天びん					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	棒はかり					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	等比皿手動はかり					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	手動指示併用はかり					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	その他の手動はかり	2			2	4	12			9	21					0
	ばね式指示はかり	6			29	35	15			58	73	13	2		55	70
	電気式はかり	(2) 9	1		152	162	6	2		(2) 200	(2) 208	30	2		(3) 51	(3) 83
	その他					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	計	(2) 17	(0) 1	(0) 0	(0) 183	(2) 201	(0) 33	(0) 2	(0) 0	(2) 267	(2) 302	(0) 43	(0) 4	(0) 0	(3) 106	(3) 153
	不合格率	11.8	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	2.8	2.0
分銅 おもり	分銅					(0) 0					(0) 0					(0) 0
	おもり	7			10	17	61		45	106						(0) 0
	計	(0) 7	(0) 0	(0) 0	(0) 10	(0) 17	(0) 61	(0) 0	(0) 0	(0) 45	(0) 106	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計		(2) 24	(0) 1	(0) 0	(0) 193	(2) 218	(0) 94	(0) 2	(0) 0	(2) 312	(2) 408	(0) 43	(0) 4	(0) 0	(3) 106	(3) 153
不合格率		8.3	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	2.8	2.0
備考																

令和7年度 定期検査結果一覧表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

市町村名		門川町					美郷町					諸塚村					
		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	
検査戸数		21			52	73	6			35	41	6			14	20	
受検率		28.8	0.0	0.0	71.2	100.0	14.6	0.0	0.0	85.4	100.0	30.0	0.0	0.0	70.0	100.0	
検査 器 物 内 訳	手動天びん				(0)	0				(0)	0				(0)	0	
	棒はかり	1			(0)	1				(0)	0				(0)	0	
	等比皿手動はかり				(0)	0				(0)	0				(0)	0	
	手動指示併用はかり				(0)	0				(0)	0				(0)	0	
	その他の手動はかり	3			(0)	3				(0)	0				(0)	0	
	ばね式指示はかり	12			31	43	9			18	27	5			9	14	
	電気式はかり	19			(2)	(2)	188	207	2		(1)	(1)	(1)		32	39	
	その他				(0)	0					(0)	0				(0)	0
	計	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	35	0	0	0	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
	不合格率	0.0	0.0	0.0	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	1.1	0.9	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
分 銅 お も り	分銅				(0)	0				(0)	0				(0)	0	
	おもり	16			(0)	16				(0)	0				(0)	0	
	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	16	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
合計		(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	
不合格率		0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.0	0.0	0.0	1.1	0.9	8.3	0.0	0.0	0.0	1.9	
備考																	

令和7年度 定期検査結果一覧表

※上段（ ）書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

市町村名		椎葉村					その他市町村					総計				
		定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計	定期	庁内	所在場所	計量士	計
検査戸数		2			16	18	1	1		24	26	354	18	0	1,171	1,543
受検率		11.1	0.0	0.0	88.9	100.0	3.8	3.8	0.0	92.3	100.0	22.9	1.2	0.0	75.9	100.0
検査 器物 内訳	手動天びん					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					0	0					0	0	0	0	0	0
	棒はかり					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					0	0					0	1	0	0	1	2
	等比皿手動はかり					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					0	0					0	0	0	0	2	2
	手動指示併用はかり					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					0	0					0	0	0	0	2	2
	その他の手動はかり					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
					0	0					0	63	6	0	111	180
ばね式指示はかり					(0)					(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(3)	
	2			17	19					0	278	8	0	755	1,041	
電気式はかり					(0)				(7)	(7)	(9)	(4)	(0)	(39)	(52)	
				35	35	1	1		125	127	225	13	0	2,976	3,214	
その他					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
				0	0					0	0	0	0	1	1	
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(7)	(10)	(5)	(0)	(41)	(56)	
	2	0	0	52	54	1	1	0	125	127	567	27	0	3,848	4,442	
不合格率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.5	1.8	18.5	0.0	1.1	1.3	
分銅 おもり	分銅					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
					0	0					0	0	0	0	22	22
	おもり					(0)					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
				0	0					0	288	29	0	510	827	
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288	29	0	532	849	
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(7)	(10)	(5)	(0)	(41)	(56)	
	2	0	0	52	54	1	1	0	125	127	855	56	0	4,380	5,291	
不合格率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.5	1.2	8.9	0.0	0.9	1.1	
備考																

第4節 基準器検査

基準器検査は、特定計量器の正確性を確認するのに用いる基準になる計量器の検査をいい、本県では特定計量器の製造事業者、修理事業者、適正計量管理事業所及び計量士が使用する分銅、基準台手動はかり、液体メーター用基準タンク（燃料油メーター用）の基準器について検査を行っています。

本県が行った検査は、下表のとおりです。

○基準器検査実施状況

事 項		年 度 別		
		5年度	6年度	7年度
申 請 件 数		30	35	48
検 査 数	1級基準分銅	4	2	21
	2級基準分銅	253	273	257
	3級基準分銅	504	491	466
	基準台手動はかり分銅	0	1	1
	タクシメーター装置検査用基準器	0	1	0
	液体メーター用基準タンク(水道メーター用)	0	0	0
	〃 (燃料油メーター用)	4	4	3
検査数合計		765	772	748
うち不合格数		0	1	6

○主な基準器の有効期間一欄表

計量法第104条
基準器検査規則第21条

種類		有効期間
長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器	4年
質量基準器	ア 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1年
	イ アに掲げる以外の基準分銅(特級基準分銅を除く)	5年
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	3年
体積基準器	ア 基準タンク(イに掲げるものを除く)	5年
	イ ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの	8年

第5節 特定計量器の立入検査

特定計量器の立入検査は、使用中の水道メーター、燃料油メーター、ガスメーター、電気メーター、タクシメーター等について、適正に計量されているか、有効期間は切れていないか等の検査を行うものです。

なお、次に示す特定計量器は、検定（装置検査）の有効期間が定められています。

また、特定市である宮崎市は、宮崎市産業政策課消費生活センターが実施しています。

○検定証印等及び装置検査証印の有効期間

（施行令第18条、21条）

特定計量器		有効期間
積算体積計	1 水道メーター	8年
	2 温水メーター	8年
	3 燃料油メーター（使用最大流量が1L毎分以下のものを除く。） （1）自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの （2）（1）に掲げるもの以外のもの	7年 5年
	4 液化石油ガスメーター	4年
	5 ガスメーター （1）計ることができるガスの総発熱量が1%につき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16%毎時以下のもの （前金装置を有するものを除く。） （2）計ることができるガスの総発熱量が1%につき90メガジュール以上であって、使用最大流量が6%毎時以下のもの （前金装置を有するものを除く。） （3）（1）又は（2）に掲げるもの以外のもの	10年 10年 7年
最大需要電力計	1 電子式のもの	7年
	2 1に掲げるもの以外のもの	5年
電力量計	1 定格電圧が300V以下の電力量計 （変成器とともに使用されるもの及び2（2）に掲げるものを除く。）	10年
	2 定格電圧が300V以下の電力量計のうち次に掲げるもの （1）定格1次電流が120A以下の変流器とともに使用されるもの （定格1次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く。） （2）定格電流が20A又は60Aのもの （3）電子式のもの（1並びに（1）及び（2）に掲げるものを除く。）	7年
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの	5年
無効電力量計	1 電子式のもの	7年
	2 1に掲げるもの以外のもの	5年
照度計		2年
騒音計		5年
振動レベル計		6年
濃度計	1 ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
	2 ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
	3 1又は2に掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	8年
タクシメーター(装置検査)		1年

特定計量器立入検査結果一覧表

※ () 内は、帳簿上の検査によるもの

計量器名		燃料油メーター			ガスメーター			水道メーター			合計		
		5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
検査個数		1,471	1,636	1,727	(14,325)	(28,764)	(18,215)	(33,774)	(19,242)	(145,139)	(48,099)	(48,006)	(163,354)
不合格個数		2		2	(84)	(25)	(103)		(11)	(723)	(84)	(36)	(826)
不合格率		(0.00) 0.14	(0.00) 0.00	(0.00) 0.12	(0.59) 0.00	(0.09) 0.00	(0.57) 0.00	(0.00) 0.00	(0.06) 0.00	(0.50) 0.00	(0.17) 0.14	(0.07) 0.00	(0.51) 0.12
不合格事由別件数	器差不良										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	有効期限切れ	2		2	(84)	(25)	(103)		(11)	(723)	(84)	(36)	(826)
	封印破損										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	構造不良										(0) 0	(0) 0	(0) 0
器差別件数	器差検査件数										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	(+)使用公差超え										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	(+)検定公差超え (+)使用公差以下										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	検定公差範囲内										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	(-)検定公差超え (-)使用公差以下										(0) 0	(0) 0	(0) 0
	(-)使用公差超え										(0) 0	(0) 0	(0) 0
令和7年度立入検査地域	県内全域(特定市を除く)			都城市、西都市、えびの市、五ヶ瀬町、高千穂町、日之影町			都城市、小林市、日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村、日之影町						

第6節 商品量目検査

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明における計量を行う者は、正確に計量するよう努めなければならないとされています。（計量法第10条）

また、生活関連物資で計量取引される可能性の高いものとして特定商品に指定された商品は、計量法で許容される誤差(量目公差)の範囲内で計量することが定められています。（計量法第12条）

このため、計量検定所では、消費者利益の確保の観点から取引における適正な計量の実施を確保するため、中元時期や年末時期にスーパー、小売店等での商品量目立入検査を行っています。（計量法第148条）。なお、特定市である宮崎市においては、宮崎市産業政策課消費生活センターにおいて実施されています。

1 密封商品

容器又は包装を破棄しなければ内容量の増減が不可能な商品で、その内容量が表記されたものが対象となっています。

密封商品には、正味量表記を義務化された商品と、それ以外のもので法定計量単位で販売する場合に正味量の表記を義務化される商品とがあります。

表記される商品には、その責任の所在を明確にするため表記する者の氏名又は名称・住所の付記が義務付けられています。

2 インストアパック商品

スーパー、小売店等の店内で計量し、正味量を表記している商品を対象としています。

○令和7年度商品量目検査結果

商品目	項目	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査件数	不適正件数		不適正件数率		不適正の処理	
						過量	不足	過量(%)	不足(%)	文書等指導	その他
密封商品	食肉	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	食肉の加工品	2	0	0.0	20	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚介類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚介類の加工品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	野菜の加工品	1	0	0.0	7	0	0	0.0	0.0	0	0
	その他の政令指定商品	50	0	0.0	463	0	0	0.0	0.0	0	0
	小計	53	0	0.0	490	0	0	0.0	0.0	0	0
インストアパック商品	食肉	13	0	0.0	248	0	0	0.0	0.0	0	0
	食肉の加工品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚介類	10	0	0.0	197	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚介類の加工品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	野菜類	14	4	28.6	214	0	10	0.0	4.7	0	4
	果実	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	調理食品	19	1	5.3	274	0	10	0.0	3.6	0	1
	その他の政令指定商品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	小計	56	5	8.9	933	0	20	0.0	2.1	0	5
合計		109	5	4.6	1423	0	20	0.0	1.4	0	5

第4章 計量思想の普及・その他

第1節 計量思想の普及

県民への計量思想の普及を図るため、計量記念日（11月1日）に併せて下記の事業を実施しています。

1 ポスター及びリーフレットによるPR活動

県内各市町村及び関係事業者に対し、計量記念日ポスター及び「くらしと計量」等のリーフレットを配付しました。

2 計量記念日懸垂幕の掲示及びラジオでの広報

令和7年10月17日から令和7年11月5日まで県庁8号館に掲示するとともに、ラジオ番組に出演し、計量記念日等のPRを行いました。

3 計量記念日「計量ひろば」

重さを量り、長さを測る等を通して「はかる」ことを身近に感じ、計量の大切さを理解してもらい、そして計量検定所がどのような業務をしているのかをPRするための催事を令和7年11月1日に開催しました。約500人が参加し、ゲーム等を通して計量について理解してもらいました。

実施内容

- 長さ当てゲーム(竹の長さを111cmになるように測る)
- 重さ当てゲーム(300gになるように測る)
- 体積当てゲーム(容器に水を200mLになるように入れる)
- 啓発チラシ及び記念品の配布



第2節 計量関係説明会・会議

1 定期検査説明会

定期検査の円滑な実施を図るため、次のとおり市町村の計量担当職員に対する説明会及び所在場所検査の説明会を行いました。

- (1) 会議名 定期検査説明会(第1回)
- (2) 開催場所 宮崎県計量検定所
- (3) 実施年月日 令和7年4月16日

- (1) 会議名 定期検査説明会(第2回)
- (2) 開催場所 延岡総合庁舎
- (3) 実施年月日 令和7年4月18日

2 計量行政連携会議

県内の計量行政及び計量思想の普及を円滑に推進するため、計量行政特定市の宮崎市と年間業務及びその連携について意見交換を行いました。

- (1) 会議名 県・市計量行政会議
- (2) 開催場所 宮崎県計量検定所
- (3) 実施年月日 令和7年4月23日

3 各種事業者会議

計量関係事業者に対し、法改正の説明及び検定・検査に関する諸問題の解決のための、次のとおり会議を実施しました。

- (1) 会議名 計量士会議
- (2) 開催場所 計量検定所研修室
- (3) 実施年月日 令和7年12月15日

第3節 宮崎県計量協会

宮崎県計量協会は、計量思想の確立により経済・文化の向上と計量関係事業者の発展に寄与する事業を実施するために昭和27年3月1日に設立されました。

事業活動としては、会報の発行等のほか県との共催による「計量ひろば」の開催など計量思想の普及・啓発に努めています。

1 所在地

宮崎市学園木花台西2丁目4番地4(宮崎県計量検定所内)

電話 0985(58)2929 FAX 0985(58)2928

2 組織

(令和8年3月31日現在)

役職	氏名	所属名称	電話	住所又は所在地
会長	三輪 光広	三輪計量器店	0982-33-1055 (FAX)33-1101	882-0863 延岡市緑ヶ丘2丁目30番地14号
副会長	首藤 則夫	(有)首藤メーター商会	0985-47-5028 (FAX)47-5064	880-2101 宮崎市大字跡江2053-4
副会長	西川 健一	(有)泰盛堂	0986-24-8460 (FAX)23-9536	885-0021 都城市平江町46番地7号
理事	富井 信輔	西日本インダ(株)	0985-41-8800 (FAX)41-8801	889-1607 宮崎市清武町加納1丁目45-1
理事	精木 幸治	(株)タツノ宮崎営業所	0985-24-1319 (FAX)24-8592	880-0023 宮崎市和知川原1丁目42番地
理事	河東 太浩	太信鉄源(株)	0985-53-6510 (FAX)53-7819	880-0912 宮崎市大字赤江845番地
理事	河野 豊	(公財)宮崎県環境科学協会	0985-51-2077 (FAX)51-2085	880-0911 宮崎市大字田吉6258-20
理事	吉元 大喜	(有)野村産業	0985-51-5656 (FAX)51-5656	880-0925 宮崎市本郷北方鶴戸尾2729-5
理事	松下 時生	(株)山口商会	0982-33-2214 (FAX)35-8002	882-0816 延岡市桜小路349番地45
理事	名村 一郎	(有)名村度量衡店	0982-32-3054 (FAX)22-1030	882-0872 延岡市愛宕町1-4-6
理事	辻村 雄一	(有)辻村計量器店	0986-22-1071 (FAX)22-1249	885-0077 都城市松元町3街区25号
監事	川野 久繁	(株)宮崎デンソー	0985-23-1711 (FAX)27-9133	880-0036 宮崎市花ヶ島立毛1078-1
監事	大坪 正史	(株)大坪計量器店	0985-26-3901 (FAX)26-3952	880-0832 宮崎市稗原町95街区7-1

役職	氏名	所属名称	電話	住所又は所在地
顧問	芳司 俊史	宮崎県計量検定所 所長	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889-2155 宮崎市学園木花台西 2-4-4
事務局長	西村 三智	宮崎県計量検定所 主幹兼主任	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889-2155 宮崎市学園木花台西 2-4-4
書記	宮原 悠子	宮崎県計量協会	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889-2155 宮崎市学園木花台西 2-4-4

3 概況

○会員数 78事業者（令和8年3月31日現在）

《内訳》

(1) 製造事業	8
① 質量計製造事業	(5)
② 燃料油メーター製造事業	(3)
(2) 修理事業	26
① 質量計修理事業	(8)
② 燃料油メーター修理事業	(4)
③ タクシーメーター修理事業	(3)
④ 濃度計修理事業	(4)
⑤ 自重計修理事業	(7)
(3) 販売事業	38
(4) 計量証明事業	16
① 質量証明事業	(13)
② 環境証明事業	(3)
(5) 適正計量管理事業所	3
(6) 計量士	11
(7) 精度確認事業所（特別会員）	1
合計（延事業者数）	103

第4節 その他

1 証印類

計量関係の種々の検定や検査に使用される主な証印類は、次のとおりです。



タクシーメーター
装置検査証印



基準器検査証印



2026.4('26.4)
計量証明
検査証印

(円外右下の数字は計量証明
検査を行った年月を表す。)

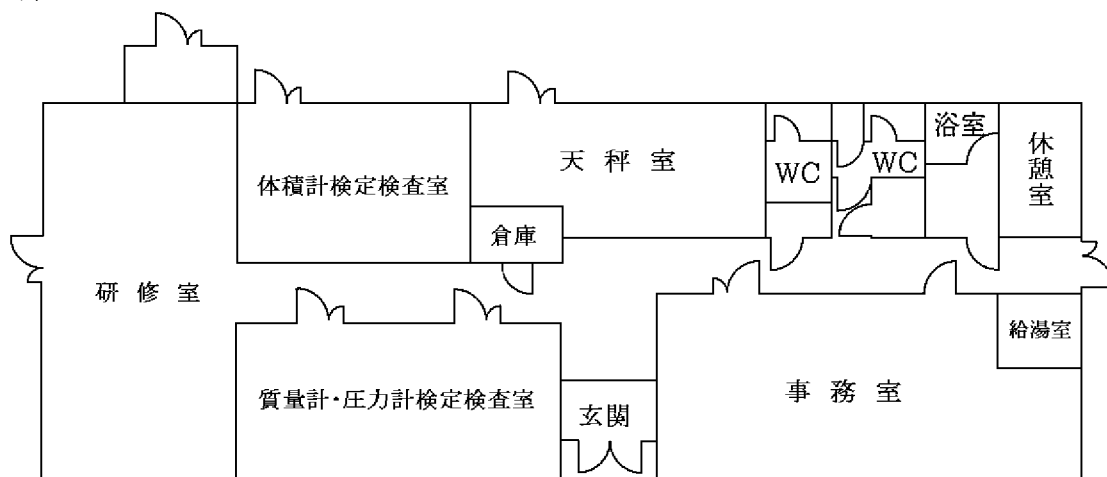
2 宮崎県計量検定所建物平面図

(1) 完成 : 昭和63年12月14日

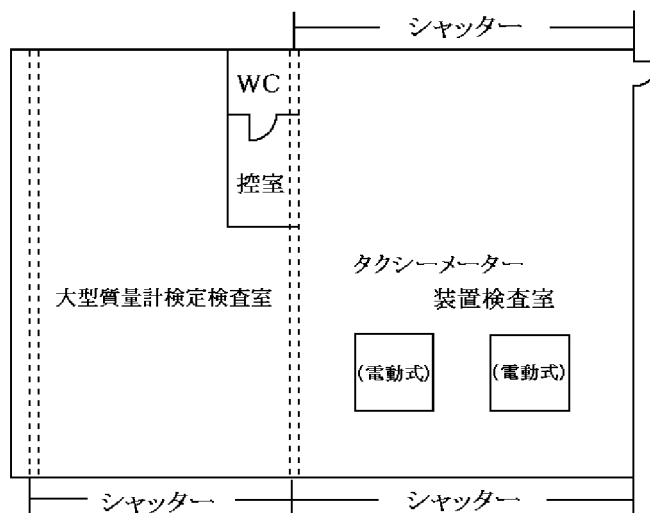
(2) 敷地 : 2,645 m²

(3) 建物 : 総面積 526.95 m²
(管理棟 274.35 m²、検査棟 204.00 m²、車庫・書庫 48.60 m²)

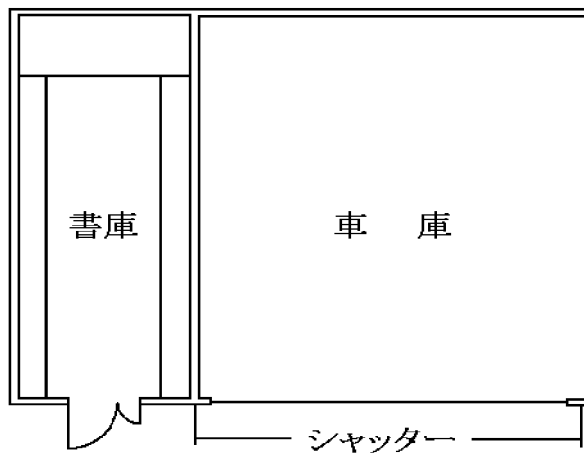
管理棟



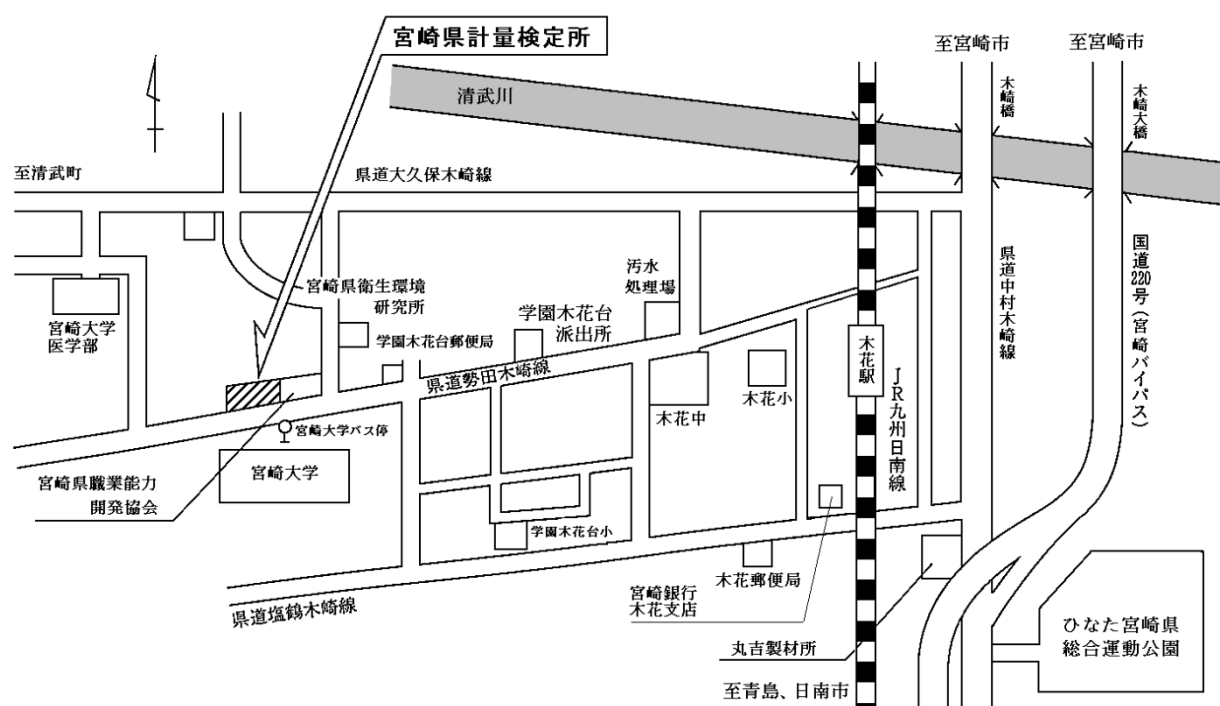
検査棟



車庫・書庫



3 宮崎県計量検定所案内図



- ◆ 交通案内
- ・宮崎空港よりタクシーで約15分
 - ・宮崎市中心部よりバスで約40分
 - ・宮崎駅よりJR九州日南線
木花駅下車タクシー約5分

事業概要

令和8年6月発行

〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4番地4

宮崎県計量検定所

TEL 0985 (58) 2929

FAX 0985 (58) 2928